



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関する相談の基準及び院内掲示用ポスター等について

新型コロナウイルス感染症の「疑い例」の基準(下記参照)につきましては、令和2年1月24日付け福岡県医発第2685号(地)にてご連絡いたしました。

本県における医療機関の受診に関する県保健福祉(環境)事務所への相談の基準は、「疑い例」の基準に沿って「中国湖北省武漢市」への渡航歴、もしくは「武漢市」への渡航歴があり、発熱及び呼吸器症状のある方との接触があること」でしたが、1月30日福岡県において、現時点で中国湖北省武漢市のみならず、中国全土に感染が拡大していることに鑑み、また医療機関の中で感染を拡大させないことが大変重要であることから、「①中国への渡航歴がある」「②「中国への渡航歴があり、発熱及び呼吸器症状のある方」と接触がある」と変更されましたのでご連絡いたします。

現時点において、福岡市及び大牟田市の相談の基準については、県保健福祉(環境)事務所の基準を適用しておりますが、北九州市及び久留米市保健所への相談の基準は、「武漢市」に限定されておりますことを申し添えます。

この相談基準の変更を受けて、本会では1月30日付け福岡県医発第2777号(地)にてご連絡した日本医師会作成の院内掲示用資料を、別添のとおり修正いたしました。掲示用ポスター等は本会HPよりダウンロードしてご活用下さい。また現在、同資料の中国語版及び英語版を作成中ですので、改めてご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方につきよろしく願いいたします。

なお、疑い例の基準に該当しない患者においても新型コロナウイルス感染症が強く疑われる場合は、管轄の保健所へご相談ください。

「疑い例」とする基準

発熱(37.5度以上)かつ
呼吸器症状

+

曝露歴：いずれかを満たす
発症から二週間以内に、
(ア) 武漢市内を訪問した。
(イ) 「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

患者さんへのお願い

・ 14日以内に**新型コロナウイルス感染症**の流行地域（中国など）への渡航歴・滞在歴のある方、または「流行地域への渡航歴があり、発熱及び呼吸器症状のある方」と接触があった方は、最寄りの保健所に電話で相談してください。

・ 発熱やせき・息切れなどの症状のある方は、**マスクの着用**をお願いします。

公益社団法人 福岡県医師会

患者さんへのお願い

発熱やせき・息切れがあり、14日以内に**新型コロナウイルス感染症**の流行地域（中国など）から帰国したか、または「流行地域への渡航歴があり、発熱及び呼吸器症状のある方」と接触があった方は、必ず事前に最寄りの保健所に**電話で相談**し、指示を受けていただきますよう、よろしくお願いいたします。

公益社団法人 福岡県医師会